

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

温暖化現象で全国各地に大規模の災害が発生！

あなたの命を守られていますか？

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会 会長 清水 誠一

災害による生命の危機

今年も数多くの災害が発生しました。千葉県では台風15号の強風により大規模且つ長期の停電が起こり、同19号では洪水被害が東日本大震災の津波浸水面積を上回りました。想定を超えた災害が全国各地で発生することを知らなければなりません。私たち自身が災害に対応する対策をつくっていかねばならない時代になりました。国を始め市町村との連携は重要であり災害時個別支援計画の根本的な見直しを求める時期です。

災害は車いす利用者・重度障害児者・医療的ケア児者に

～「生命の危機」となります！～

○国は、災害対策基本の改正で、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の提供などの規定を設け市町村を対象に取り組み方法を示しています。

市町村は民生委員・自主防災組織・社会福祉協議会に役割分担の調整を委ね要支援者、要配慮者の個別支援計画を希望者に対し作成することとされました。

実態は市町村の支援計画づくりは進んでいないのが現状です。

調査 作成済14% / 一部の人を作成済43% / 作成していない44%

災害が起きたとき市町村と連携はできていますか？

○「市町村が要支援名簿の作成」→「個人情報の事前公開の同意取得」→「同意した人の名簿公開（民生委員・町内会など）」→「一人ひとりの個別支援計画をたてる」→「災害時に事前の避難誘導」

名簿が作られても、基本的に事前同意が必要で手上げ方式です

○災害時は『自らの命は自らが守る』ことを第1に行動する必要があります。

地震・洪水・停電の時対応策は

- 災害が起こったら、当事者や保護者の方はどう行動するか決めていますか？
- 災害時に対応する個別の避難計画を作成していますか？
- 災害予報で自らが複数の避難先を予測して確保していますか？
- 医療的ケアを必要としている方は電源や栄養補給に対処できていますか？
- 災害対策協議会・社会福祉協議会など連携して個別支援計画の作成は？

<要支援者・要配慮者に対する災害時「個別支援計画」をつくる>

- ・「災害対策基本法」では要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられています。
- ・市町村が個別に避難行動要支援者・要配慮者に対する具体的な個別計画を策定することは、現状では努力義務であることが大きな課題です。

障害児者の個別支援計画と災害時個別支援計画！

○私たちは、今こそ自分たち自身で災害時に何をすべきか…

障害児者福祉サービス個別支援計画と同様に相談支援員・行政連携の下「災害時個別支援計画」策定し、災害はいつ起きても不思議でない時代にあって、一人ひとりが『自らを守る姿勢』を確認しなければなりません。

全肢連では、

障害児者福祉サービス個別支援計画と同様に相談支援員の業務として
災害時個別支援計画を策定することが義務付けられる制度として
位置付けられるように訴え続けてまいります。

災害派遣福祉チーム (DWAT) への期待高まる

「何十年に一度」という豪雨が毎年のように襲ってくる日本列島。今年は台風15号、19号、21号が東日本各地に大きな爪痕を残した。堤防決壊・河川氾濫は71河川140カ所、死者104人、濁流による住宅被害は31都道府県約9万棟に及んだ。そんな大災害の現場で、医師、警察、消防、自衛隊員らの懸命な人命救助活動が続く傍ら、「避難所」で障害者、高齢者、子ども達へのきめ細かいケアをする福祉専門職員の姿が目についた。厚生労働省や自治体、社会福祉協議会、社会福祉法人などが共同して組織する「災害派遣福祉チーム (DWAT)」と呼ばれる福祉チームだ。日頃福祉施設で働く専門職が被災地でも存在感を示した。まだ歴史の浅いDWATだが、徐々に設置する都道府県が増えている。人命救助に続く第二の救助といわれる「避難所」等の福祉支援活動。その実績をもとに、福祉側から「この活動を国の責務と明確に位置づけるため、災害救助法に『福祉』の項目をいれてほしい」という声も上がっている。

DWATは、東日本大震災の際に長引く避難所生活で、要介護度の重度化など二次被害を起こしたり、生活再建が遅れたりした災害時要援護者が多くいたことの反省を踏まえ、2013年頃に岩手・京都・熊本の3府県で設置された。

そして2016年の熊本地震の際に3府県のDWATが初めて活動を起こした。2018年の西日本豪雨災害では、青森・岩手・群馬・静岡・京都・岡山6府県のDWATが活動した。

①ネットワークの構築/②DWAT設置状況

熊本地震後には設置機運が高まり、厚生労働省は2018年5月に「災害時の福祉支援体制整備ガイドライン」を策定し、都道府県に対して、災害福祉広域支援ネットワークの構築を求めたことで組織化が急速に進んでいる。

ガイドラインは「一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う」ことをDWATの役割として明記。設置に際し、①都道府県が官民共同のネットワーク会議を設置、②同会議で平時・災害発生時の活動内容などを検討、③研修などを通じ派遣人材を確保・育成、④活動希望者を登録し、活動資材を確保 などの手順を示した。

また、活動内容は、①福祉避難所への誘導、②アセスメント、③介助など日常生活支援、④相談支援、⑤避難所内の環境整備、⑥連絡調整 とされ、急性期後1ヶ月程度を派遣期間とした。

厚生労働省のまとめによると、11月現在、34都府県にネットワーク会議、22府県にDWATが設置されている。登録者数は4,300人を超える。

都道府県	①	②	都道府県	①	②
北海道	年度内		三重	○	
青森	○	○	滋賀	○	
岩手	○	○	京都	○	○
宮城	○	○	大阪	○	
秋田	○	○	兵庫	○	
山形	○	○	奈良	○	
福島	○	○	和歌山	検討中	
茨城	年度内		鳥取	○	○
栃木	○	○	島根	○	○
群馬	○	○	岡山	○	○
埼玉	○	○	広島	検討中	
千葉	年度内		山口	○	
東京	○		徳島	○	
神奈川	○		香川	年度内	
新潟	○	○	愛媛	○	○
富山	○		高知	検討中	
石川	年度内		福岡	○	
福井	検討中		佐賀	検討中	
山梨	検討中		長崎	○	○
長野	○	○	熊本	○	○
岐阜	○	○	大分	○	○
静岡	○	○	宮崎	検討中	
愛知	○	○	鹿児島	年度内	
			沖縄	○	

第48回「障害者政策委員会」開催される ～内閣府

令和元年12月12日(木)中央合同庁舎8号館 講堂において第48回障害者政策委員会が開催された。

障害者差別解消法の見直しに向けて、個別の論点として、①障害のある女性への差別、②事業者の合理的配慮の提供 に関してヒアリング並びに質疑応答がなされた後、相談・紛争解決体制、障害者差別解消支援地域協議会の設置促進・活性化に関し討議された。

合理的配慮に関しては、「事業者による合理的配慮の提供を義務としている都道府県」並びに「都道府県における相談・紛争解決体制」に関する追加調査結果が事務局より報告された。また、経団連や委員からも独自に調査した内容が報告されている。

相談・紛争解決に関しては、解決せずに途中で止まっていたり、断念しているケースもみられるため、相談から紛争解決までの途中経過が分かる仕組みが必要では無いか、地域協議機は設置率だけではなく、機能しているのか否かも重要であり、その役割を明確にするべきとの意見もだされている。

次回、令和2年1月27日の委員会より障害者差別解消法の見直しに対する意見の取りまとめに入り、今年度中にまとめる予定である。

第48回資料は下記よりダウンロード可能。

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/index.html

事業者による合理的配慮の提供を義務としている 都道府県への追加調査結果について

【調査の概要】

事業者による合理的配慮の義務化に関し、条例において事業者による合理的配慮の提供を義務付けている都道府県（13団体）を対象として、令和元年11月に調査を実施した。

※13団体

岩手県、秋田県、茨城県、千葉県、東京都、富山県、滋賀県、奈良県、香川県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

【結果の概要】

1. 条例における事業者による合理的配慮の位置付け

- 全ての事業者に対し、一律に義務付けている 13団体
- 特定の条件を満たす事業者にのみ義務付け 0団体

2. 条例において事業者による合理的配慮の提供を義務化するに当たり論点となったこと、義務化することとした主な理由

（主な回答）

- 障害者基本法第4条第1項、障害者差別解消法の附帯決議（上乘せ・横出し条例を含む条例の制定等を妨げるものではない旨）や障害者差別解消法附則第7条（見直し規定）、他の都道府県の状況も勘案して全ての事業者に対して合理的配慮の提供を義務化した。
- 他の自治体の状況を参考にしながら、合理的配慮について、事業者を含めた県民が共通認識を持つ行為規範となることを期待した。

3. 義務化に当たり講じた施策等、具体的な取組（複数回答可）

- 相談・紛争解決体制の整備 9団体
- 事業者向け研修の実施 10団体
- 事業者向け周知・広報の実施 8団体
- その他 3団体

（具体的な内容）

相談・紛争解決体制の整備

- 相談機関・窓口の設置
- 広域支援相談員等の配置
- 紛争解決機関の設置

事業者向け研修の実施

- 研修の実施

事業者向け周知・広報の実施

- パンフレットの作成・配布
- ガイドラインの作成

その他

- 合理的配慮の提供に係る費用助成制度の創設
- 事業者会報誌への掲載
- 中学生向けブックレットの作成（県条例・ヘルプマーク）
- リーフレット等の政策・配布、周知イベントの開催

4. 条例の施行（義務化）による影響

（主な回答）

- 条例制定以前と以後で相談件数のうち「合理的配慮の欠如」に関する件数が増加した。
- 条例施行後は多くの相談をいただき、累計2,000件以上の相談を解決している。近年では事業者から「障害のある方へ配慮をしなければいけないのは分かっているが、どのように行えばよいのか教えてほしい」という主旨の相談もあり、広域専門指導員が助言や研修等を行っている。
- 条例施行後、金融機関における代筆・代読やイベント会場における車椅子の移動等に関する合理的配慮の相談が寄せられた。
- 事業者や関係団体などによる自主的な障害者差別に関する研修会の実施や県講師派遣依頼が増加した。
- 障害や障害のある人への理解に関する研修（あいさポーター研修）の要請が増えた。
- 障害当事者からの相談を受け、事業者や一般県民に対応を求める際に、合理的配慮が義務であることを説明し理解を得ることはあり、一定の効果はあるものと考えている。
- 広域支援相談員が事業者へ対応する際に、説明等が行いやすくなった。

5. 事業者による合理的配慮の提供（または義務化）に関する課題

（主な回答）

- 事業者全体に制度の周知が進んでおらず、周知・広報に工夫した取組が必要。
- 合理的配慮について考えている事業者も増えてきている印象はあるが、まだ知らないという事業者も多いと推察される。今後も周知啓発活動が課題である。また、個別の事案解決の場面においても、事業者にとって、どこからが過重な負担なのか判断が難しい事例もあり、解決に苦慮している。
- 条例や障害者差別の解消等について周知・啓発の継続が必要。相談の問題解決にあたり、他の機関との連携が必要。障害の範囲が広がり、障害者の社会参加が増加する中、それぞれの障害特性に合わせた配慮が求められており、個々の対応に苦慮する場面が増えている。
- 合理的配慮の提供は建設的な対話による相互理解を通じて柔軟になされるものと考えているが、精神障害、発達障害、知的障害など、障害特性から、建設的に対話が進まない場合がある。そのような場合に、事業者としては、どこまで建設的に対応すれば、合理的配慮の提供義務違反に問われないのか、不明である。

災害義援金 受領のご報告

このたびは災害義援金を賜り誠にありがとうございました。

皆様方の暖かいご支援に心より厚く御礼申し上げます。

※ご送金いただきましたご名義で掲載しております。

岡山県肢体不自由児者福祉協会様

令和元年12月4日 ￥50,000-

令和元年12月15日現在 ￥1,791,056

地域指導者育成セミナー各地で開催される

「肢体不自由児者に対する合理的配慮に基づく『災害時の住まい』」をテーマとする地域指導者育成セミナーが開催された。

●中国四国ブロック 広島県

令和元年11月30日(土)～12月1日(日)広島県広島市「広島市総合福祉センター」で開催された。

<第1日目>

*講演テーマ「コミュニティのある応急仮設住宅のあるべき姿」

*講師 熊本学園大学 社会福祉学部 教授 東 俊裕氏

災害とは何か。災害と障害者の人権、避難行動要支援者への支援、災害直後の状況、障害者と健常者との支援の格差や、災害時の人権保障等について講演いただいた。講演後、グループ討議が行われ、討議内容の発表や講師との質疑応答も行われた。

<第2日目>

①講演テーマ「避難行動要支援者避難支援事業について」

講師 広島市危機管理室危機管理課 主事 大久保 拓也氏

避難行動要支援者避難支援事業の説明並びに、要支援者の状況に応じた支援例を交えた地域における取組、災害時の情報伝達・収集体制、支援者者名簿の適正管理について講演いただいた。

②手作り防災グッズを作ってみよう

サララップや広告、新聞紙を使用し、災害時に身近な物を活かして作る防災グッズをグループ毎に意見を出し合って作成した。

●近畿ブロック 京都市

令和元年12月7日(土)～8日(日)の2日間にわたり、京都府京都市「ホテルビナリオ嵯峨嵐山」にて開催された。

<第1日目>

*講演テーマ「コミュニティのある応急仮設住宅のあるべき姿」

講師 DPI日本会議 顧問 尾上 浩二氏

西日本豪雨や熊本地震時の被害状況から避難誘導、避難所機能、仮設住宅等現状からみえた課題と今後求められる対策、障害者団体の役割などについて講演いただいた。講演後、グループ討議が行われ、討議内容の発表や講師との質疑応答も行われた。

<第2日目>

①講演テーマ「京都市における避難行動要支援者に関する取組」

講師 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 企画課長 阪本 一郎氏

京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課 労務・調整担当課長 平山 実氏

避難行動要支援者名簿や地域における見守り活動促進事業についてと、福祉避難所の指定状況や設置、運営、受入調整の基本的な流れ、課題への取組などを講演いただいた。

②手作り防災グッズを作ってみよう

サララップや広告、新聞紙を使用し、災害時に身近な物を活かして作る防災グッズをグループ毎に意見を出し合って作成した。

UDタクシー 車いす乗車拒否は処分も！業界に通達 ～国土交通省

国土交通省は、車いすのまま乗れるユニバーサルデザイン（UD）タクシーで乗車拒否がなくならないとして、正当な理由なく乗車拒否した場合は道路運送法にもとづいて「厳正に対処する」としてを11月19日付で業界団体に通達した。

UDタクシーでは、スロープの組み立てに時間がかかるなどとして、乗車拒否が相次いでいた。スロープの改良や運転手の研修は進んでいるが、障害者団体が10月末に一斉に調査した際にも、調査に参加した人の約4分の1が乗車を拒否されたとの結果が出ていた。

通達では、●利用客が電動車いすを使っている、●スロープの設置方法が分からない、●乗降に時間がかかる、●UDタクシーとして使っていない、●スロープを積んでいない、ことは正当な拒否の理由にあたらぬことを明示した。●タクシー乗り場で乗るかどうかの意思を確認しないで素通りすることもあることとした。特に、スロープをあえて積まずに走ることは悪質だとして、事業改善命令の対象にすることも明示している。

職場環境改善に指針「障害者活躍推進計画」 ～厚生労働省

厚生労働省は11月29日、国・地方公共団体に雇用された障害者にとって働きやすい環境をつくるための指針をまとめた。指針に基づき、教育委員会など任命権を持つ公的機関ごとに「障害者活躍推進計画」を作成・公表することが義務づけられている。

同日の労働政策審議会障害者雇用分科会が指針案を了承した。指針は、障害者雇用の水増し問題の再発を防ぐため、今年6月に成立した改正障害者雇用促進法に基づくもの。各公的機関は、改正法の施行日である令和2年4月1日までに計画を作成することになる。

指針によると、計画の期間は2～5年。働きやすさを測る指標として職場の定着率を挙げた。計画作成にあたり、障害のある職員の参加が必要とした。また、職場環境として、多目的トイレ、スロープ、休憩室を整備することも求めた。

分科会はこのほか、障害者の雇用に積極的な中小企業の認定基準の案も大筋で了承した。4月から導入される認定制度は改正雇用促進法に基づくもので、従業員300人以下の中小企業が対象。認定を受ければ地方自治体の入札で加点されるなどのメリットを付与する。

雇用定着状況などの成果、情報公開など17項目を評価する。50点満点で中小企業は20点以上、大企業などが設置する特例子会社は35点以上を獲得すれば認定を得られる。

国家戦略特区を活用し障害者雇用を後押し ～東京都

東京都は国家戦略特区制度で設立しやすくなる事業組合を通じ、複数の中小企業で障害者を共同で雇用する仕組みを導入する。障害者雇用に積極的な社会的企業（ソーシャルファーム）が加わることで、雇用義務を達成できていない中小企業が法定雇用率を満たし、ソーシャルファーム側も事業拡大の機会となることが期待されている。

12月13日に開かれる国家戦略特区の区域会議で国の承認を得る見通し。行政手続きの簡便な有限責任事業組合（LLP）を都内の中小企業が共同出資で設立し、出資企業全体で実雇用率を算定できるようにする。

参加企業の出資額は必要な障害者の雇用数にもよるが100万～300万円程度になるといふ。民間企業の従業員に占める障害者の法定雇用率は2.2%以上で、従業員数45.5人に

つき1人雇わなければならない。雇用義務を満たせていないと、不足1人あたり毎年60万円を納付しなければならない場合がある。

全国で従業員45.5人以上の企業は約10万社あるが、5万社以上が法定義務を満たせていない。未達成の割合は都道府県で東京都が約70%と最も高く、障害者雇用の促進が課題となっている。



在宅就労改善を要望へ

～九都県市首脳会議

埼玉、千葉、東京、神奈川の4都県と、横浜、川崎、千葉、さいたま、相模原の5市の首長で構成する「9都県市首脳会議」は、11月26日、重度障害者の在宅就労に対する支援に関する要望書を、加藤厚生労働大臣に提出した。

重度訪問介護は、障害者総合支援法による障害福祉サービスとして認められている制度である一方で、経済活動での利用は認められていない。そのため、就労中の重度障害者は、トイレや水分補給、体位交換などの日常的な行為で重度訪問介護を受けることができない。

ICT（情報通信技術）を活用したテレワークなど、在宅雇用の機会は広がっているが、重度障害者にとっては能力があっても就労につながらないことが懸念されている。

要望書では、常時介護が必要な重度障害者が、在宅就労中も重度訪問介護を利用できるように制度の見直しなど、就労環境を整備することを訴えた。併せて制度の見直しで自治体に過度な負担がかからないよう必要な財源措置を講じることも求めた。

自営の障害者に介護費補助し就業機会拡大へ

～大阪府

大阪府は、障害福祉サービスの「重度訪問介護」を利用する自営業の障害者を対象に、現行制度では公的補助が出ない仕事でも介助を受けられるよう、独自に費用を補助する方針を決めた。働きやすい環境を整え、就業拡大につなげる狙い。来年度から政令指定都市の大阪市と堺市で実施する。

重度訪問介護は、重い障害のある人に入浴や排せつ、食事などを介助するサービス。外出時も利用できるが、収入を得る「経済活動」は対象外で、通勤時や仕事中は使えない。大阪市は利用者が多く、堺市と合わせると2千人超、全国の約18%を占める。

大阪府は当初、会社員やパートとして働く人も対象とすることを検討したが、企業向けの国の助成金と重なりがあり、費用も膨らむため、自営業者に限定することにした。

切れ目なくサービスを受けられるよう、就業中だけでなく食事、トイレなどの休憩中も費用を補助する。利用者負担は原則1割だが、低所得者は免除し、残りの費用を府と市で折半する。おおむね年収1千万円以上の高所得者は対象外とする予定。

重度障害者の就労支援策を巡っては、厚生労働省が検討を進めているが、自治体では、さいたま市が本年度から、在宅就労者に限って仕事上の介助費を負担する事業を開始。市によると現在2人が利用している。